

# 令和7年度横浜市総合教育会議 次第

日時：令和7年12月22日（月）14時00分～15時10分

場所：横浜市役所 議会棟3階 多目的室

## 1 開 会

## 2 市 長 挨 捶

## 3 協 議

### （1）報告事項

教職員の不祥事と「学校を安全・安心な環境にするための総合対策」に係る取組状況について

### （2）協議事項

地球規模の課題を多様な人との協力・協働により解決しようとする人材の育成について

## 4 閉 会

### 【配付資料】

資料 令和7年度横浜市総合教育会議（スライド資料）

参考1 第5期横浜市教育振興基本計画素案（第1章抜粋）

参考2 横浜市総合教育会議運営要綱

CITY OF YOKOHAMA

# 令和7年度横浜市総合教育会議

2025年12月22日（月）

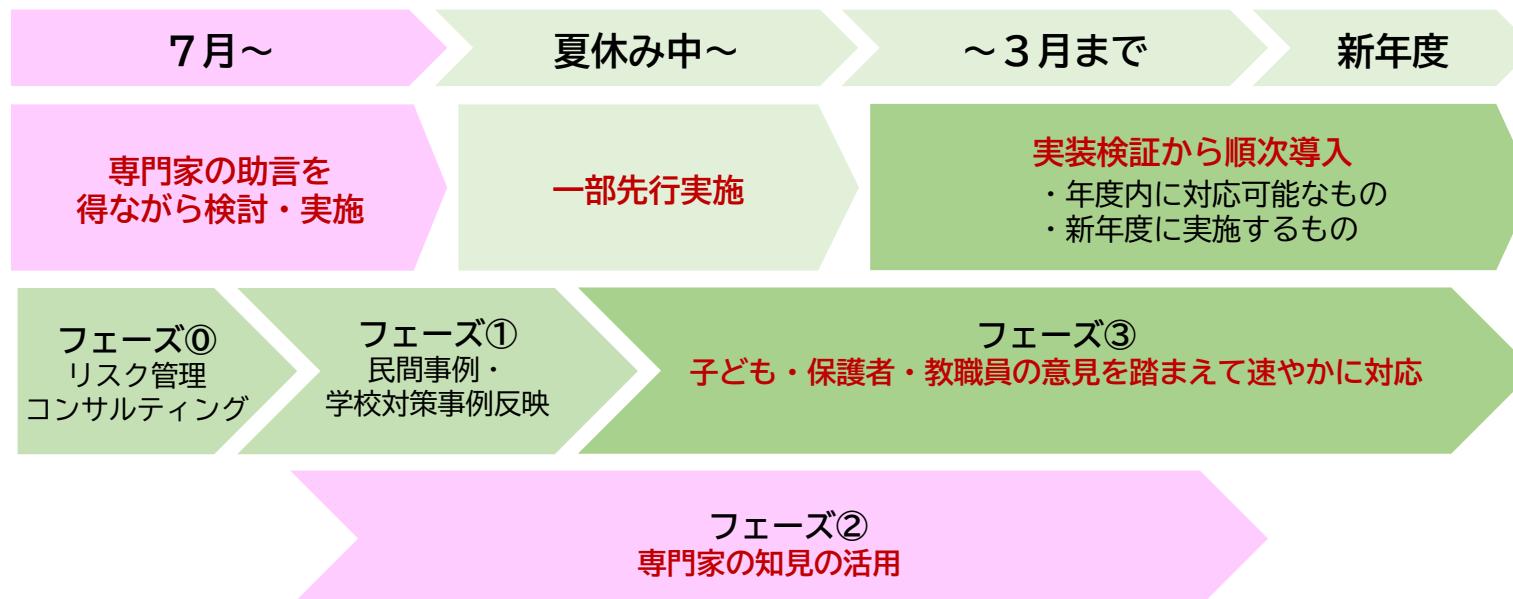
## 報告事項

教職員の不祥事と「学校を安全・安心な環境にするための総合対策」に係る取組状況について

## 1 対策検討に当たっての考え方

今年度相次いだ教員による盗撮事案等、性暴力事案に対しては、他都市等での事案も視野に入れて総合的に対策を検討・実施してきました。

- (1) 不安解消に向けてスピード感を重視とともに学校の「学びの場」・「生活空間」という機能を損なわないことに留意
- (2) 対策検討委員会の複数の有識者の助言を得て実効性のある対策
- (3) 民間を含めた先行対応事例や文部科学省での研究例を参考にした効率的な検討
- (4) 学校現場の発案と子どもの視点を尊重



＜参考：教員によるわいせつ事案に関する社会的背景＞

- (1) スマートフォン等撮影機器の進化  
盗撮行為等が容易かつ発見しづらく
- (2) SNSの発達  
人と人とのつながり方の変化  
様々な問題が見えづらく、複雑に
- (3) 教育職員等によるわいせつ事案の全国的増加  
性犯罪等による処分者は、令和5年度に過去最悪※  
※文部科学省調査：全国で320人

## 2 対策検討委員会委員

専門分野	役職・氏名等	委嘱日
こどもの心理	元神奈川県警少年相談・保護センター所長 公認心理師、臨床心理士 西谷 晴美（にしたに はるみ）氏	7月15日
犯罪学	神奈川大学法学部 教授 公認心理師 新海 浩之（しんかい ひろゆき）氏	同
子どもの権利擁護	川崎ロータス法律事務所 弁護士 池宗 佳名子（いけむね かなこ）氏	同
教育専門家 学識経験者	学校法人桐蔭学園 理事長 桐蔭横浜大学 教授 溝上 慎一（みぞかみ しんいち）氏	同
リスク管理 コンプライアンス	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社 GRCコンサルティング部 ディレクター 中嶋 淳一郎（なかじま じゅんいちろう）氏	同
若年女性支援 虐待・性的搾取	社会活動家 希咲 未来（きさらぎ みらい）氏	8月14日 (追加委嘱)

委員には、対策ごとに個々の専門的見地からの助言を隨時求めています。必要に応じ、委員以外の方※にも、広く知見を求めていきます。

### ※アドバイザー

【行動経済学】 大阪大学 感染症総合教育研究拠点 特任教授 大竹文雄 氏

【対策全般】 三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 地域政策部 主任研究員 土方孝将 氏  
(文部科学省委託事業「児童生徒性暴力等防止推進事業」を担当)

## 3 対策強化のための重層的アプローチ

### 第1段階：採用前

#### 教員養成プログラム

児童生徒性暴力等防止に関する履修内容の充実

※連携協定を結ぶ横浜国立大学で先行実施中

性暴力を許さない都市横浜！

### 第2段階：採用時

#### チェック

- 特定免許状失効者管理システム  
(国のデータベース)
- 官報情報検索ツール
- 欠格条項の確認  
地方公務員法・学校教育法
- 採用申込書類での確認  
賞罰欄(懲戒処分歴)記入
- 採用試験時の確認充実  
(適性検査/面接)
- 採用候補者への研修・啓発強化  
(服務の宣誓前に懲戒処分の標準例等を周知徹底)

### 第3段階：採用後

#### 【人的】【物理的】の両面から抑止策を総合的に推進

#### 物理的アプローチ

隠しカメラ等不審物の点検強化/私用端末等管理ガイドライン等



スピード感をもって進める

#### 【有識者(対策検討委員会委員)の見解】

##### ハード・ソフト両面から決して「一線」を踏み越えさせない対策が重要

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 中嶋 淳一郎 ディレクター

##### 採用後に、犯罪を起こせない・起こしにくい環境をつくることが重要

神奈川大学法学部 新海 浩之 教授(犯罪学)

- ・現状では、データベースで確認できるのは再犯者に限定される
- ・性暴力等を行う可能性を採用時等事前に見極めることは極めて困難

#### 人的アプローチ

##### 【児童生徒】 (保護者等含む)

学校内外の相談・初期対応の充実/  
チーム支援/  
児童生徒への啓発 等

##### 【教職員】

犯罪学的切り口の新たな研修/  
ナッジの手法やポップアップ機能を活用した注意喚起/  
相談支援機能拡充 等

## 4 検討実施した主な対策（当初13項目）

全て着手済み・順次検証段階に移行

検討の視点 (アプローチ)	対策項目	No	主な対策	実施状況
人的アプローチ	教職員の服務規律徹底・研修・行動変容・相談体制	①	犯罪学から学ぶ不祥事防止に向けた環境づくり ～対策検討委員による研修①～	8月26日実施～
		②	学校組織マネジメントと人材育成 ～対策検討委員による研修②～	9月24日
		③	コミットメント型啓発手法の展開 ～教職員・児童生徒・保護者等間で合意形成を図り、「宣言」することで行動変容に～	9月～順次
		④	ICTを活用したコミットメント型注意喚起による不祥事防止メッセージの発信	7月末～
		⑤	教職員向け「LINE相談窓口」の開設 ～こころとからだの健康相談「よこはまケアトーク」～	9月3日開設
人的アプローチ	児童生徒の心理ケア・SOSキャッチ・人権尊重	⑥	「いのちの安全教育」の推進 ～子どもたちの心と体の安全を守る取組～	11月末までに全児童生徒実施
		⑦	1人1台端末や専門職等を活用した子どもたちのSOSの早期察知	8月～
		⑧	児童生徒向け専門相談窓口の充実 ～子どもたち一人ひとりの不安の声に寄り添う～	7月22日開設
		⑨	複数の教職員での見守り・相談体制 ～チーム学年経営・チーム担任制による体制づくり～	全小学校展開検討
物理的アプローチ	私用端末・撮影データのルール・管理手法	⑩	情報機器等の利用及び写真等の撮影に関するガイドラインの策定・展開	9月18日
		⑪	私用携帯端末の業務利用禁止及びその代替手段の検証	9月～
		⑫	画像・動画データ等の適正な管理・運用対策の構築	9月～
	隠しカメラ対策・施設点検	⑬	専門業者による点検（カメラの探査）・隠しカメラ検査機器の導入	8月～

## 5 追加対策等の検討実施状況

★印は「新規」対策  
(他は当初13項目の関連対策)

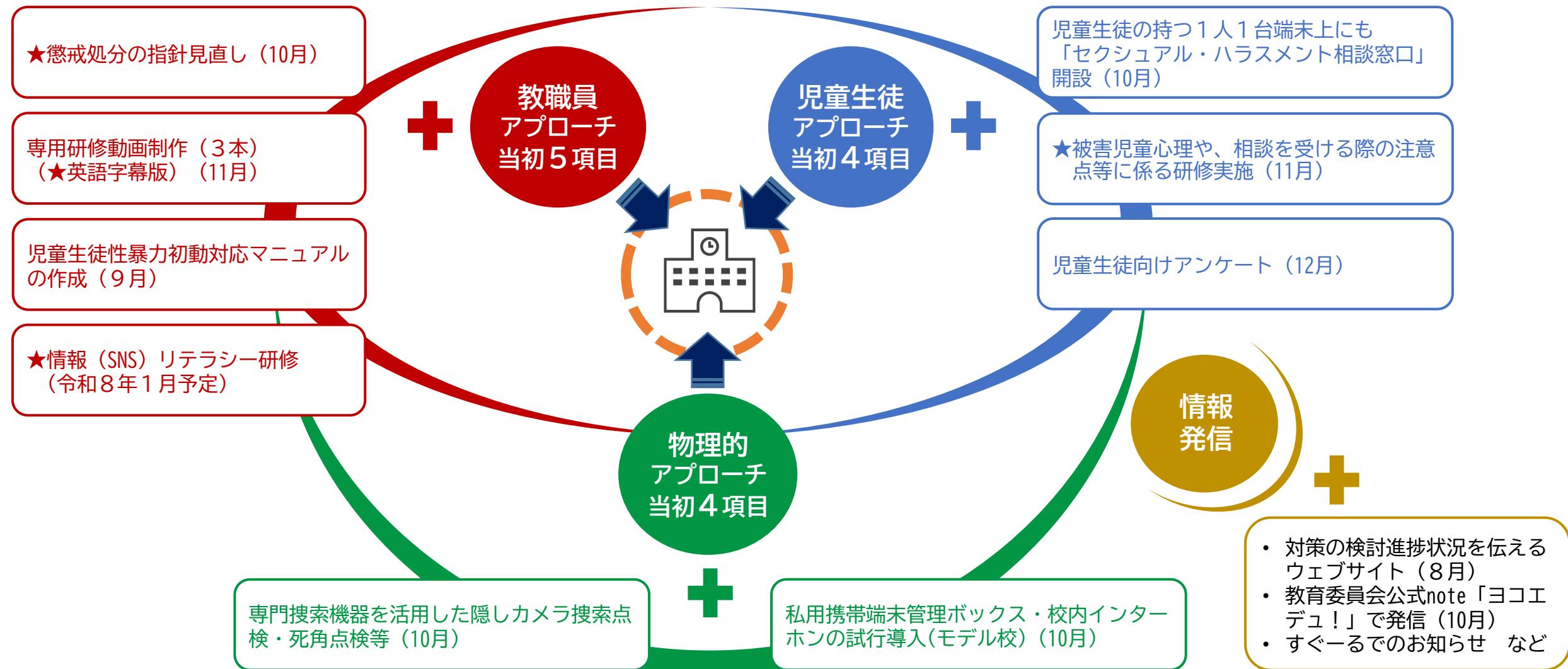
検討の視点 (アプローチ)	対策項目	No	主な対策	実施状況
人的アプローチ	教職員 アプローチ  教職員の服務規律徹底・研修・行動変容・相談体制	①	★懲戒処分の指針の見直し（わいせつ事案は被害者属性によらず原則懲戒免職）	10月
		②	★情報（SNS）リテラシー研修の実施	人権教育実践交流会（令和8年1月）で実施予定
		③	専門家の助言を受け作成した研修動画（3本）を全教職員に視聴させ、議論に活用 ★英語字幕版も作成し、より多くの教職員に見てもらえるように工夫	9月 11月
		④	児童生徒への性暴力等が発生した際の初動対応マニュアルの策定～	9月
人的アプローチ	児童生徒 アプローチ  児童生徒の心理ケア・SOSキャッチ・人権尊重	⑤	★被害を受けた児童生徒の心理や、教職員が相談を受ける際の注意点等に係る研修の実施	11月
		⑥	1人1台端末からアクセスできる「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」の開設	10月
		⑦	調査項目を拡充した児童生徒向けアンケートの実施	12月
物理的 アプローチ	私用端末・撮影データ のルール・管理手法	⑧	教職員の私用携帯端末の管理ボックス・校内インターホンの試行導入（モデル校）	10月
	隠しカメラ対策・施設 点検	⑨	専用検査機器を活用した隠しカメラ検査実施（死角点検の実施方法等周知）（全校）	10月
情報発信 (全市的なもの)		⑩	対策の検討進捗状況を伝えるウェブサイト開設・順次更新	8月
		⑪	横浜市教育委員会公式note「ヨコエデュ！」で対策に関する研修の様子等を発信	10月

## 5 追加対策等の検討実施状況

当初の3アプローチ・13項目をベースに、重層的に広げています。

学校や子どもたちの声も聞きつつ効果検証を行いながらブラッシュアップしていきます。

★印は「新規」対策  
(他は当初13項目の関連対策)



## 協議事項

地球規模の課題を多様な人との協力・協働により  
解決しようとする人材の育成について

# 子どもたちを取り巻く状況

これから子どもたちが羽ばたく「未来」は

世界と瞬時につながり影響し合う社会

×

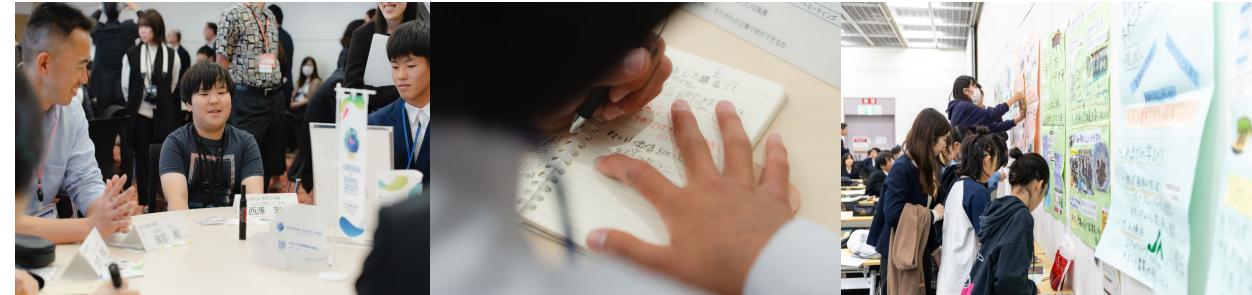
地球規模の課題解決が求められる、不確実性が高い社会

【未来に向けて、特に育むべき力】

- ① 自らの人生を舵取りするたくましさ
- ② 世界の人たちと出会ってともに新しい価値を創り出そうとする力
- ③ 多様性や変化を受け止め、可能性を最大限に広げるしなやかさ

## ◆横浜市が目指すこれからのグローバル人材育成 *横浜standard*

- 1 多様な人と考え方を伝え合う力
- 2 異文化に飛び込む勇気
- 3 地球規模の課題を協働で解決する力



## ◆これまでの主な取組

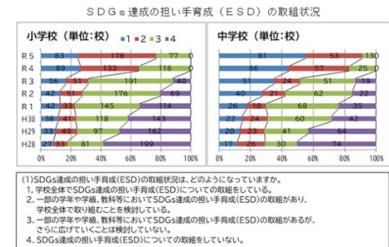
### Education for Sustainable Development



SDGsを自らの問題として考え、持続可能な地球環境の確保に向か、問題の解決につながる新たな価値観や行動の変容を目指す教育活動

### ESD(Education for Sustainable Development)

実施率 **100%**  
(R6小・中学校実績)

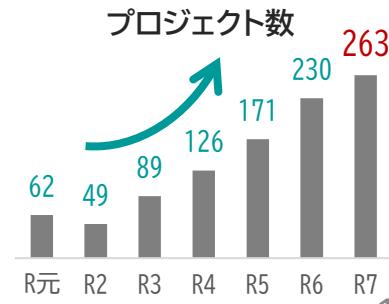


### はまっ子未来カンパニープロジェクト

**263**プロジェクト  
(R7小・中・高・特別支援学校実績)



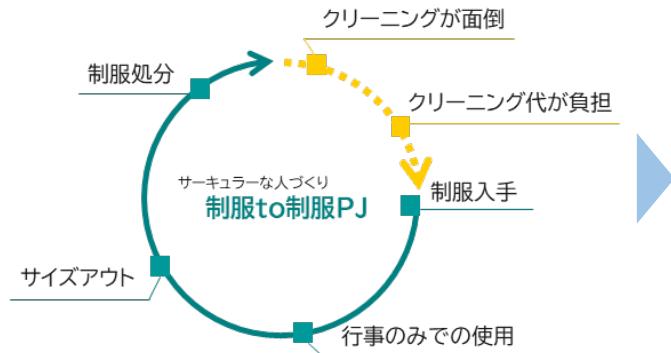
企業・地域等と児童生徒が連携し、「社会や地域の課題解決」に関する学習を行うことを通じて、児童生徒の社会参画意識を高める事業



## 制服サーキュラープロジェクトとは

上質で日常的な衣類「中学校の制服」を着つなぐことで、持続可能な社会の実現に向けた行動を学ぶプロジェクト。

## Mission 制服サーキュラーのミッシングリンクをつなぐ



クリーニング負担をゼロに  
もったいないとは思いながらも  
クリーニング店に  
①預けて ②代金を払って  
③回収する これが負担だった。  
クリーニングせず、学校回収



サーキュラーの価値を語ろう  
「自己選択」「意見表明」  
自分たちでやると決めたプロジェクト  
だから、価値を伝えたい。広げたい。  
ESDで、他校とシェア

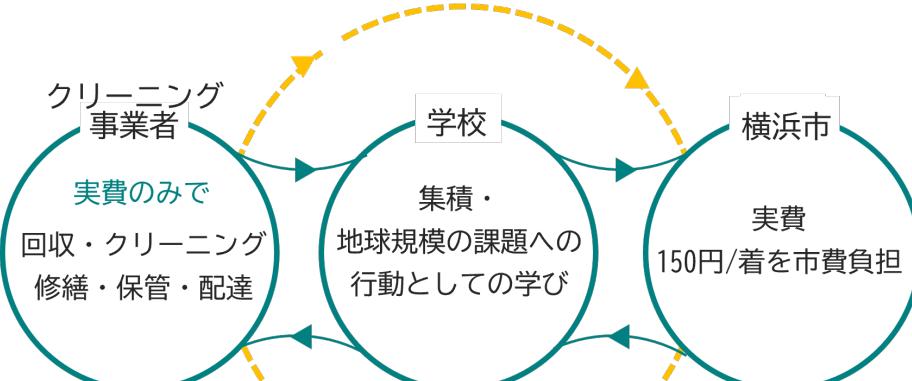
### ■ 取組イメージ



## Action 「サーキュラーにこだわる人づくり」へのステップ

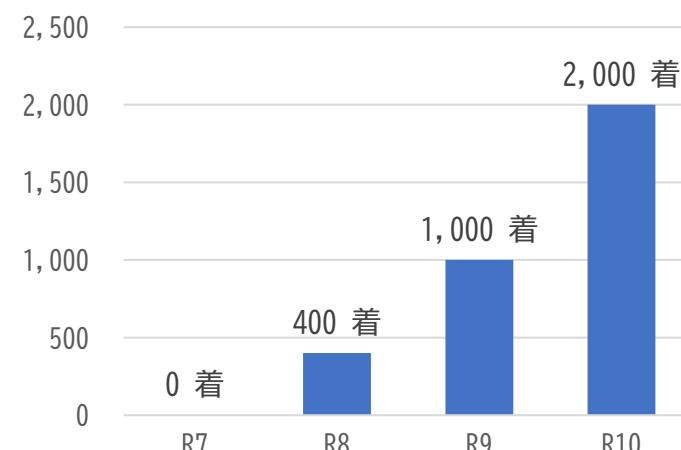
### 1 スキームの確立

#### ■ スキームイメージ



### 2 モデル校での試行

#### ■ 事業進捗のイメージ(リユース制服着数・累計)



### 3 体験のシェア (シンポジウム)

#### ■ 取組の共有イメージ



## 学校における食育とは

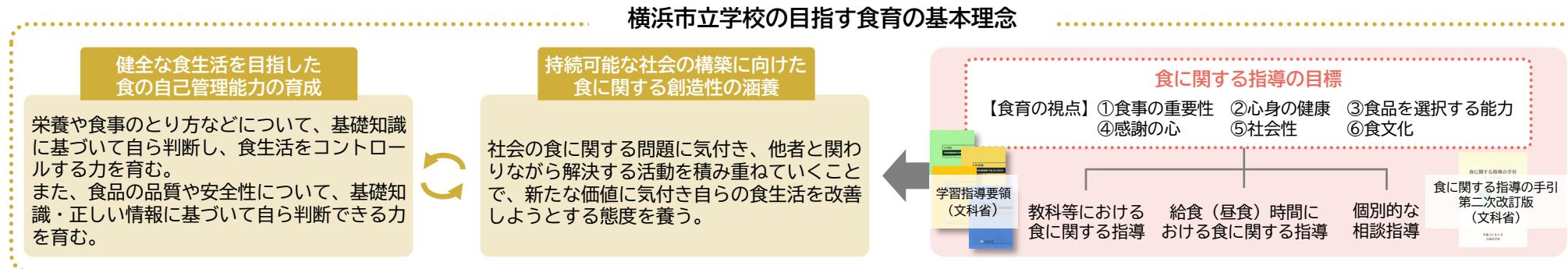
「健全な食生活を目指した食の自己管理能力の育成」と「持続可能な社会の構築に向けた食の創造性を涵養」を目指し、自らの健康を守り、自身や社会の食に関する課題を解決していく教育活動。

## Mission

教科等での指導や給食の時間での指導を通じて、健康や食の安全など自己の食に関わる問題、食品ロス、食料自給率、食料生産と経済や環境の関わりなどの社会の食に関わる問題に触れ、児童生徒が多様な他者と協力・協働し、解決していく機会の充実を図る。

## 現状

- 給食を活用した、食の自己管理能力の育成を目指した食育の推進
- 持続可能な社会の構築を目指し、食に関する自己や社会の課題を解決する活動の充実が不可欠



## Action

- ① 自己の食生活や社会の食に関する問題について、地域や企業等と関わりながら解決を目指していく活動の充実  
→食育実践推進校交流会、行政×地域×企業×学校の「食」に関する問題の懇談会、企業や大学等が参加する食育推進協議会

- ② 食品ロスの削減と地産地消の視点からの食育の推進

- 規格外品となった横浜のブランド梨「浜なし」の有効活用（浜なしゼリー、浜なしジャム）等による社会課題に向き合う教育



## GREEN×EXPO 2027 を契機とした拡張



### ■GREEN×EXPO 2027 子ども参画プログラム（5月29日）

子どもたちの思いや意見をGREEN×EXPO 2027 に生かす機会として開催。参加企業からは「子どもは対等に協働できる相手だと認識できた」といった声があがった。

## 学びの広がり

GREEN×EXPO 2027 を契機にすべての子どもたちに  
「地球規模の課題を協力・共創により、**解決しようと考える・新たな価値を創造する経験**」を提供

2025年度 秋冬

リーディングケース作り  
(拠点校) (17校)

2026年度

リーディングケースの動画発信

2027年度

EXPO記念コラボ企画による全校展開

地球規模課題を意識して協働(100校)

SDGsや平和のために  
できることを考える(5万人)

全市立小中学校：約500校

2028年度～

地球規模の課題への  
意識の高まり

自らの人生を舵取り  
することができる  
民主的で持続可能な  
社会の創り手

連携・共創による  
課題解決力の向上

# 地球規模の課題を多様な人との協力・協働により解決しようとする人材の育成

あらゆるグローバル教育とのコラボレーション

GREEN×EXPO 2027 を契機とした**地球規模の課題を協働で解決する体験のデザインを拡張する取組**

2025.冬～

2026.4月～

2027.4月～

企業等と連携したEXPOに  
つながる**出張ワークショップ**

協働



横浜独自のAIドリルに  
英語×地球環境の**特別教材**搭載

英語

知る



国際理解教室における  
世界×環境問題の**特別プログラム**

ダイバーシティ

対話



EXPO会場における  
学校での取組や体験の**発表**

発表機会



他事業との特別コラボレーション企画

(その他、国際平和スピーチコンテストや給食の地産地消の推進など、多数の企画を予定)

約25万人の児童生徒を対象とした**「地球規模の課題を協働で解決する力」**のブレイクスルー

## 協議事項

地球規模の課題を多様な人との協力・協働により  
解決しようとする人材の育成について

(意見交換)

# ＜参考＞教育大綱について

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

## 平成26年7月17日文部科学省初等中等教育局長通知

### 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」（抜粋）

#### （3）地方教育振興基本計画その他の計画との関係

① 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

#### 【策定経過】

平成27年9月4日 総合教育会議で協議後、同年9月7日に大綱策定（対象期間：平成27～29年度）

平成30年8月27日 総合教育会議で協議後、同年9月4日に大綱策定（対象期間：平成30～令和3年度）

令和3年12月20日 総合教育会議において「第4期横浜市教育振興基本計画」の一部をもって教育大綱に代えることを決定（対象期間：令和4～7年度）

令和6年12月23日 総合教育会議において「第5期横浜市教育振興基本計画」の一部をもって教育大綱に代えることを決定（対象期間：令和8～11年度）

第5期

# 横浜市教育振興基本計画 素案

(第1章抜粋)

横浜市教育委員会

## 第1章

---

# はじめに

# Chapter 1

横浜の子どもが「今」大事だと思っていること

人とのつながり

世界とのつながり

未来へのつながり

69%

人(友達や先生)とのつながりが  
学校生活で大事だと思う

79%

外国人の人と交流する機会が  
増えるといい

92%

今よりも学び方を  
自分で選べるといい

87%

学校の先生や友達や家人だけでなく、  
話を聞いてくれる人がいてくれるといい

# 児童生徒の思い

「自分のことを学びたい。苦手なことはどうしたらいいか考えたいし、得意なことは将来につなげたい。」

「いろいろな世界や職業を知ることで興味の幅を広げ、自分の夢を見つけていきたい。」

「SNSやインターネットから正しい情報を見極める力をつけたい。新しい技術やAIをうまく使いこなせるようになりたい。」



「友達と教え合ったり、アイディアを出し合ったり、行事に取り組んだり、協力しながらすることが楽しい。」

「英語だけでなく他の国の言語も話せるようになって、外国の方と話したい。」

「SDGsの取組をきっかけに、自分たちで変えていけること、できることをやっていきたい。」



「自分の居場所を見つけて、つくれたりすることが大事だと思う。居場所があれば、安心して挑戦できる。」

「みんなの前で発表することができるようになった。いろいろな人と話すことが楽しくなった。」

「コミュニケーションは苦手だけど、友達に何かを教えたときに『ありがとう』と言われると、嬉しい。」



「今」の子どもたちは、

小学生で1日約**4**時間

中学生で1日約**5**時間

高校生で1日約**6**時間

インターネットを利用して人や世界とつながっている

SNS等をきっかけとした事故等も10年で約**3**倍



## インターネットの利用時間の1日平均(R6)



## 子ども専用のスマホ保有率



## SNSを利用している割合



## SNSに起因する被害数



これから子どもたちが羽ばたく「未来」は

世界と瞬時につながり影響し合う社会



地球規模の課題解決が求められる、不確実性が高い社会

## (参考)図表

### 日本の将来推計人口

50年間で総人口は3割減。そのうち生産年齢人口(15~64歳)は4割減の見込みである。



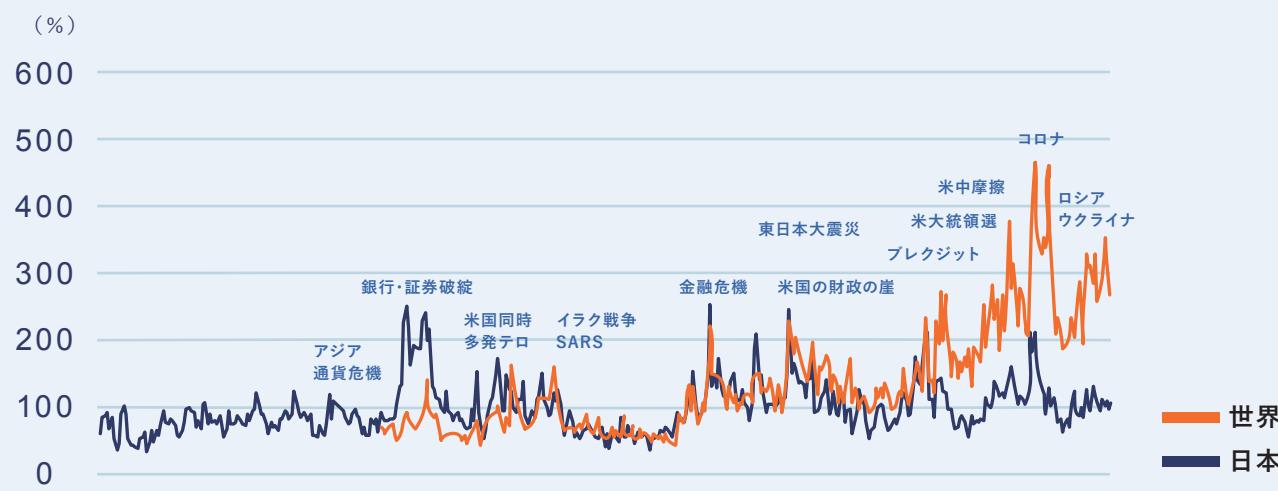
### デジタル化の進展

デジタル技術の発展に伴い、世界のデータ流通量は、増加していく見込みである。



### 世界の不確実性指数の高まり・国際経済秩序の変動

主要新聞における政策を巡る不確実性に関する用語の掲載頻度を指数化すると、近年、世界における不確実性が高まっている。



出典:139ページ



子ども一人ひとりが  
「未来」を創るために必要なこと

自らの人生を舵取りするたくましさ



世界の人たちと出会ってともに新しい価値を  
創り出そうとする力

多様性や変化を受け止め、

可能性を最大限に広げるしなやかさ



# 子ども一人ひとりの 「今」と「未来」を大切に

## 子ども一人ひとりの「今」を守る取組

### 安心して学べる環境づくり

人権尊重の精神を基盤として、多様化・複雑化した課題に気付き、きめ細やかに対応することなど、子どもたちの視点を尊重し、子ども一人一人が安心できる学びの環境を創ります。

特別な支援が必要な児童生徒、不登校児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒、経済的に困難な状態にある児童生徒などを含め、全ての子どもが、どんなときでも安心できる柔軟で多様な学びの環境づくりを通じて、子ども一人ひとりの可能性を最大限に広げます。

特集:54ページ

各取組の数値は、本計画の目標値になります。

個別の教育支援計画等に基づき、  
一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援がされていると感じている保護者の割合

95%

学校が安心できる場所だと感じている児童生徒の割合

小6 87%  
中3 87%

# 子ども一人ひとりの「未来」を見据えた取組

各取組の数値は、本計画の目標値になります。

## デジタル時代の「子ども主体の学び」



デジタル学習基盤等を活用した児童生徒一人ひとりの状況の細やかな把握等を踏まえた、「子ども主体の学び」を実現し、資質・能力を着実に育成します。

「子ども主体の学び」を実現している児童生徒の割合

小6 90 %

中3 90 %

特集:32ページ

横浜市学力・学習状況調査における「学力レベル」で伸びを示した児童生徒の割合

小6 国語 68 %  
算数 70 %

中3 国語 70 %  
数学 73 %

算数・数学の授業で学習したこと、普段の生活の中で活用できている児童生徒の割合

小6 90 % 中3 70 %

## 横浜から世界につながる「グローバル教育」



英語等によるコミュニケーション力とともに、異文化と出会う意欲を高め、異なる背景を持つ人々と合意形成を図る力を育成します。

GREEN×EXPO2027を契機に、子どもの興味・関心を広げる体験機会を充実させ、持続可能な社会の創り手を育成します。

特集:69ページ

学習を通して見いだした地域や社会の課題を自分たちで解決できると思う児童生徒の割合

75 %

中学卒業段階でCEFR A1(英検3級等)相当以上の生徒の割合

85 %

## 魅力ある教職員

教員の養成・採用・育成の一体的な充実とともに、働き方改革の推進を通じ、子どもたちに向き合える環境を整えます

横浜の教育に魅力を感じ、働きがいをもっている1年目から3年目までの教員の割合

95 %

月の時間外在校等時間の平均時間

30 時間

## 学びを充実させる学校施設

児童生徒が適切な環境で学校生活を送ることができるよう、教育環境の整備を進めます。

トイレの洋式化率、体育館空調の整備率

100 %

エレベーターの設置率

90 %

## 全員給食の実施

心身の健康の保持・増進を通じて、健康で活力ある生活を送ることができるよう、中学校給食の着実な実施と食育を推進します。

特集:42ページ

栄養バランスを考えて食事をしている児童生徒の割合

80 %

## 市民の豊かな学び

だれもが生涯にわたって主体的に学び続けられるよう、図書館や博物館などの多様な学びの場を整え、学びの活動や体験の充実を図ります。

特集:111ページ

図書館の来館者数

730 万人

図書の貸出冊数

1,320 万冊

現状値から  
100万人増  
100万冊増



# 子ども一人ひとりの意見を聴くこれまでの主な取組

こども基本法(令和4年法律第77号)、横浜市こども・子育て基本条例(令和6年条例第30号)の趣旨を踏まえ、第5期横浜市教育振興基本計画策定に際しては、横浜の児童生徒が「今」学校生活で大事だと思っていることや「未来」に向けて学んでいきたいことなどの意見を聴き、その意見を踏まえた計画としています。

## 1 1人1台端末を活用したアンケート

- 対象 小学校(4~6年生)、中学校、義務教育学校、特別支援学校(小学部4年生~高等部3年生)、高等学校
- 実施期間 令和6年9月19日(木)~10月10日(木)
- 回答者数 59,955人
- 回答結果 126ページ参照

## 2 学校訪問による対話

- 対象 小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校の児童生徒
- 実施期間 令和7年6月~11月
- 実施内容 128ページ参照

## 3 子ども実行委員による協議

- 日程 令和7年8月19日(火)
- 内容 児童生徒が子ども実行委員として、教員や中央教育審議会委員、連携企業、起業家とこれからの学びについて協議を実施



子ども実行委員による協議

## 4 「よこはま子ども国際平和プログラム」子ども実行委員会

- 実施期間 令和6年8月～12月
- 参加者数 児童生徒38人
- 内 容 「よこはま子どもピースメッセージ2024」の作成をはじめ、子ども実行委員会の活動で実施



よこはま子ども国際平和プログラム

## 5 「GREEN×EXPO 2027 子ども参画プログラム スタートミーティング」の開催

- 実施期間 令和7年5月29日(木)
- 参加者数 児童生徒42人
- 内 容 SDGs 達成の担い手育成の取組として参加団体や企業と意見交換を実施



GREEN×EXPO 2027 子ども参画プログラム  
スタートミーティング

## 6 横浜市いじめ防止基本方針改定素案に関する意見

- 実施期間 令和7年2月25日(火)～3月24日(月)
- 回答件数 3,456件(子ども意見)
- 内 容 横浜市いじめ防止基本方針の改定に児童生徒の声を反映するため、改定素案に対する意見募集を実施

## 7 横浜市特別支援教育推進指針の策定に向けたアンケート

- 対 象 盲特別支援学校、ろう特別支援学校、高等特別支援学校等3校に在籍する高等部の生徒(1年生～3年生)
- 日 程 令和5年1月～2月
- 内 容 「横浜市特別支援教育推進指針」の策定に向けた特別支援学校に通う生徒向けアンケートを実施

今後も、日々の教育活動も含めたあらゆる機会を捉えて、子どもたちの意見を聴いていきます。

## 「学ぶなら横浜、教えるなら横浜」を目指して



「子どもたちにはいろんな可能性がある。その成長を近くで見ることができることが何より嬉しい。」

「一人ではできないことがある。だから、みんなでやる楽しさを知ってほしいし、学校でしかできないことがある。」

「蒔いた種がどうなるかは見えにくい。でも、花が開くのを信じて蒔き続けたい。」

公式note  
「ヨコエデュ」



出典：137 ページ

## 横浜市総合教育会議運営要綱

制 定 平成 27 年 6 月 1 日 教政第 86 号 (教育次長決裁)  
最近改正 令和 7 年 10 月 6 日 教政第 366 号 (教育次長決裁)

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 の規定に基づき、市長が設置する横浜市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会議)

第 2 条 会議の議長は、市長が担う。

2 議題に応じて、副市長及び関係区局長等は、会議に出席できるものとする。

## (議題)

第 3 条 会議では、法第 1 条の 4 第 1 項に規定する協議及び調整に関する事項を議題とする。

## (関係者等の出席)

第 4 条 会議は、法第 1 条の 4 第 5 項の規定により意見を聴くため必要があるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めることができる。

## (会議の傍聴)

第 5 条 会議の傍聴に関する事項は、別に定める。

## (議事録の作成及び公表)

第 6 条 市長は、会議の終了後、その議事録を作成する。

2 議事録に記載する事項の概目は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項及び年月日時
- (2) 出欠席者の氏名
- (3) 会議日程
- (4) 議題に関する出席者の発言要旨
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 議事録は、会議を非公開で実施した事項その他公表に適さない事項を除き、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

## (幹事会)

第 7 条 会議の議題に関する事前調整等を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、市長部局及び教育委員会事務局のうち、会議の議題に關係する職員で構成する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、教育委員会事務局教育政策統括部教育政策推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会議での協議により決定するものとする。

附則（施行期日）

本要綱は、平成27年6月1日から適用する。

附則（施行期日）

本要綱は、令和7年10月6日から適用する。